

せて管理していく必要がある。

- そこで、各機関がどのような業務・システムで特定個人情報ファイルを取り扱い、新規保有時・変更時を問わず、どのようなタイミングで情報保護評価を実施していくのか、計画を策定するために情報保護評価を作成することとする。

情報保護評価計画書を作成することによって、情報保護評価を実施する必要のある業務・システムに対し適時の情報保護評価の実施を確保することができる。

また、委員会に対する情報保護評価書の提出事務や委員会による各機関の情報保護評価書の管理・確認事務においても、情報保護評価計画書を作成することによって、各機関において様々なタイミングで実施される情報保護評価の実施予定を把握・管理する。

- またそもそも番号法では、個人番号を利用できる範囲や、特定個人情報ファイルを作成できる場合を限定しており（番号法第9条、第29条から第32条及び第28条）、各機関が個人番号や特定個人情報ファイルを取り扱うに際しては、個人番号を利用してはならない範囲や、特定個人情報ファイルを作成してはならない範囲を明確にする必要がある。

情報保護評価計画書によって、情報保護評価の準備・管理にとどまらず、個人番号を利用してはならない範囲で個人番号を利用していないこと、そして特定個人情報ファイルを作成してはならない範囲で特定個人情報ファイルを作成していないことを確認するものである。

## (2) 作成方法・時期

- 情報保護評価計画書は各機関で一通作成する。
- 情報保護評価計画書は、当該機関で最初に委員会へ提出するしきい値評価書と同時に提出する。又は最初に提出するしきい値評価書よりも前に、情報保護評価計画書を単体で提出しても差し支えない。
- 情報保護評価計画書は、当該機関がしきい値評価書、重点項目評価書、全項目評価書の種類を問わず、情報保護評価書を委員会へ提出する都度、情報保護評価書とあわせて提出する。提出の際は、一度作成した情報保護評価計画書から、計画内容が変化していないか、確認の上提出するものとする。

- 情報保護評価計画書の様式は、添付資料4「情報保護評価計画書様式案」を参照されたい。なお、添付資料4のうち、別添1・別添2については、全項目評価書を一通以上作成する義務のある機関のみ作成すれば足りる。当然であるが、これら以外の機関であっても、任意に添付資料4の別添1・別添2を作成することができる。
- 情報保護評価計画書は、委員会に提出する必要があるが、公表は不要である。

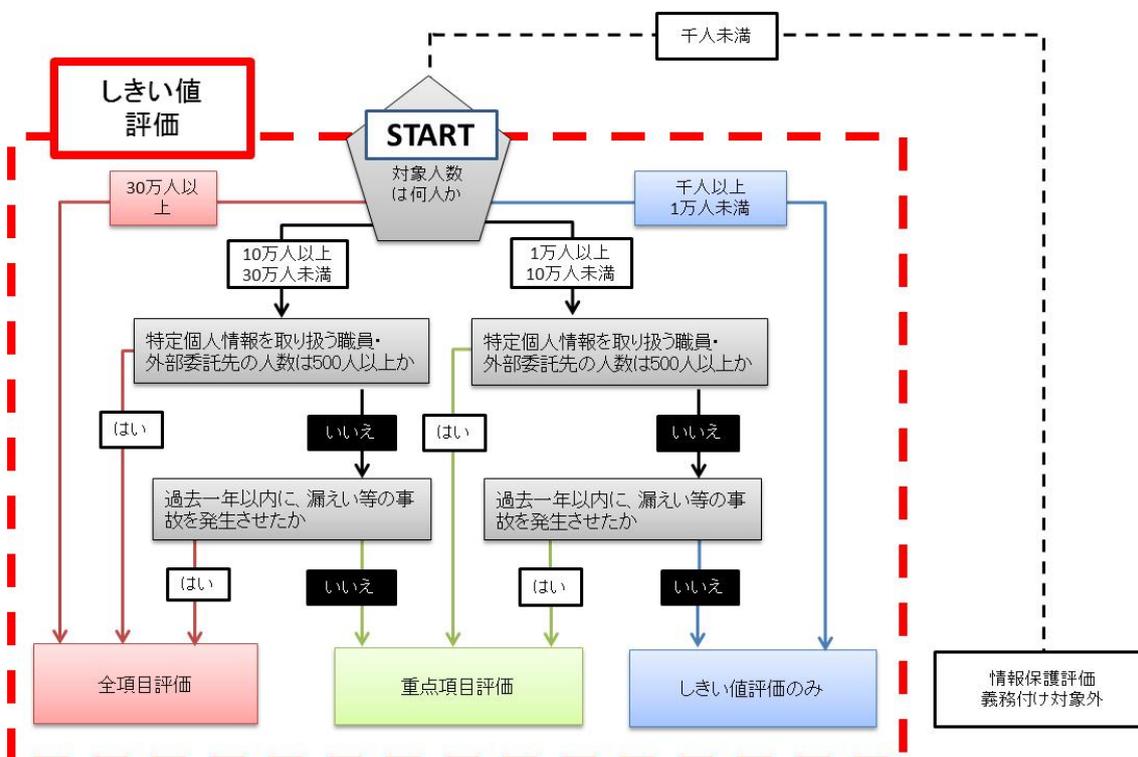
### 3 情報保護評価における3段階の仕組み

#### (1) 総論

- 情報保護評価計画書を作成した後、情報保護評価を実施する。
- 情報保護評価に要するコスト・作業量に鑑みれば、特定個人情報ファイル全てについて情報保護評価を実施しようとする、逆に情報保護評価が形式化・形骸化するおそれがあるとも考えられる。
- そこで、情報保護評価の目的を達成し、実効性のある仕組みとするために、全ての特定個人情報ファイルについて広く浅く一律の情報保護評価を実施するのではなく、情報保護評価の必要性に応じたメリハリのある仕組みをとることとし、プライバシー等に対する影響を与える可能性が高いと認められるものについて手厚い情報保護評価を実施するものとする。
- 具体的には個人のプライバシー等に対し影響を与える可能性に着目して、以下の3段階にて、実施の仕組みを深めるものとする。
  - ① 特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、しきい値評価を実施する
    - ② しきい値評価の結果、プライバシー等に対する影響を与える可能性があると認められるもの
      - ⇒重点項目評価を実施する
    - ③ しきい値評価の結果、プライバシー等に対する影響を与える可能性が高いと認められるもの
      - ⇒全項目評価を実施する

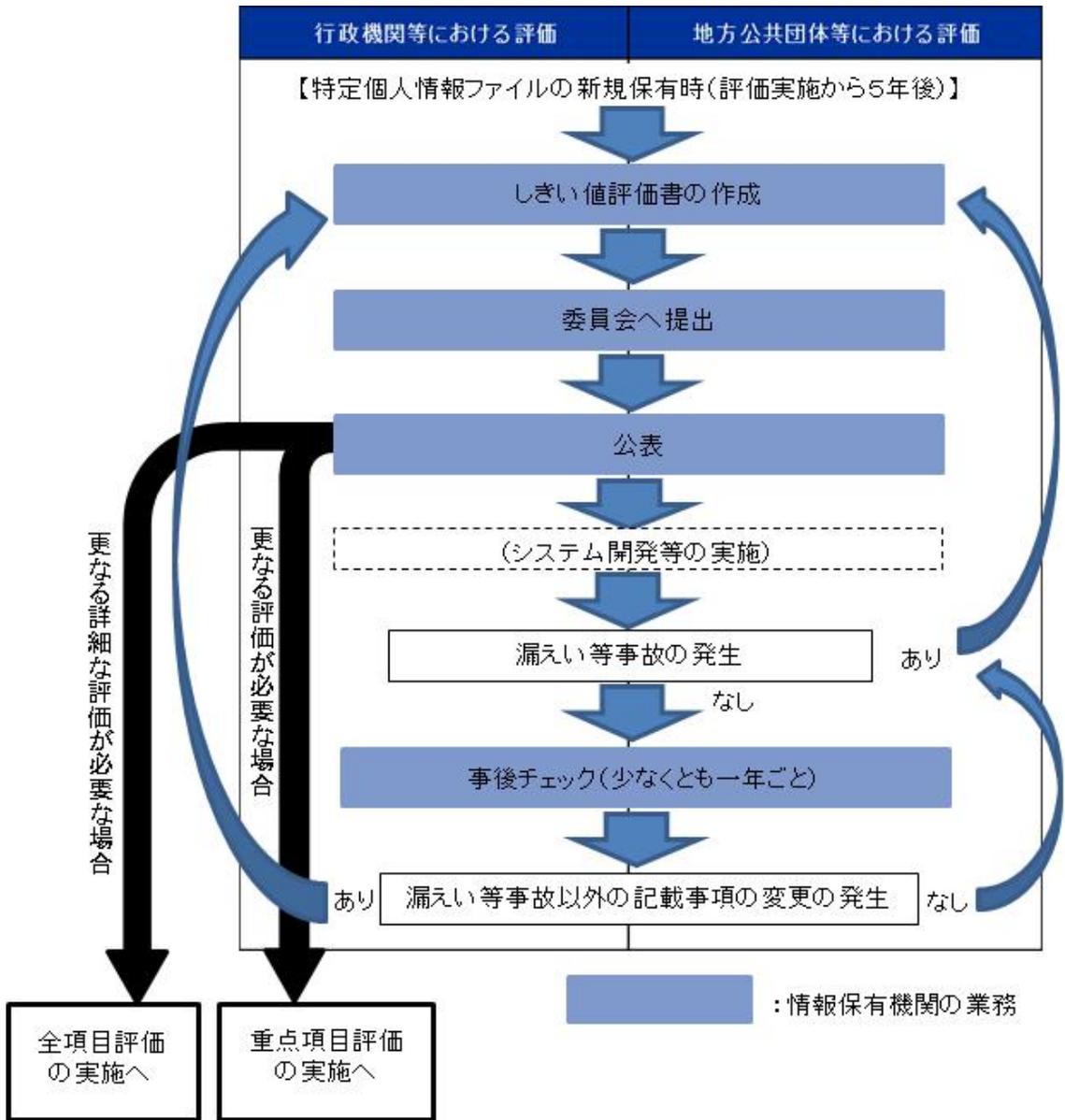
- しきい値評価の結果による、重点項目評価・全項目評価の必要性の判断フローについては、以下を参照すること。

<しきい値判断フロー図>

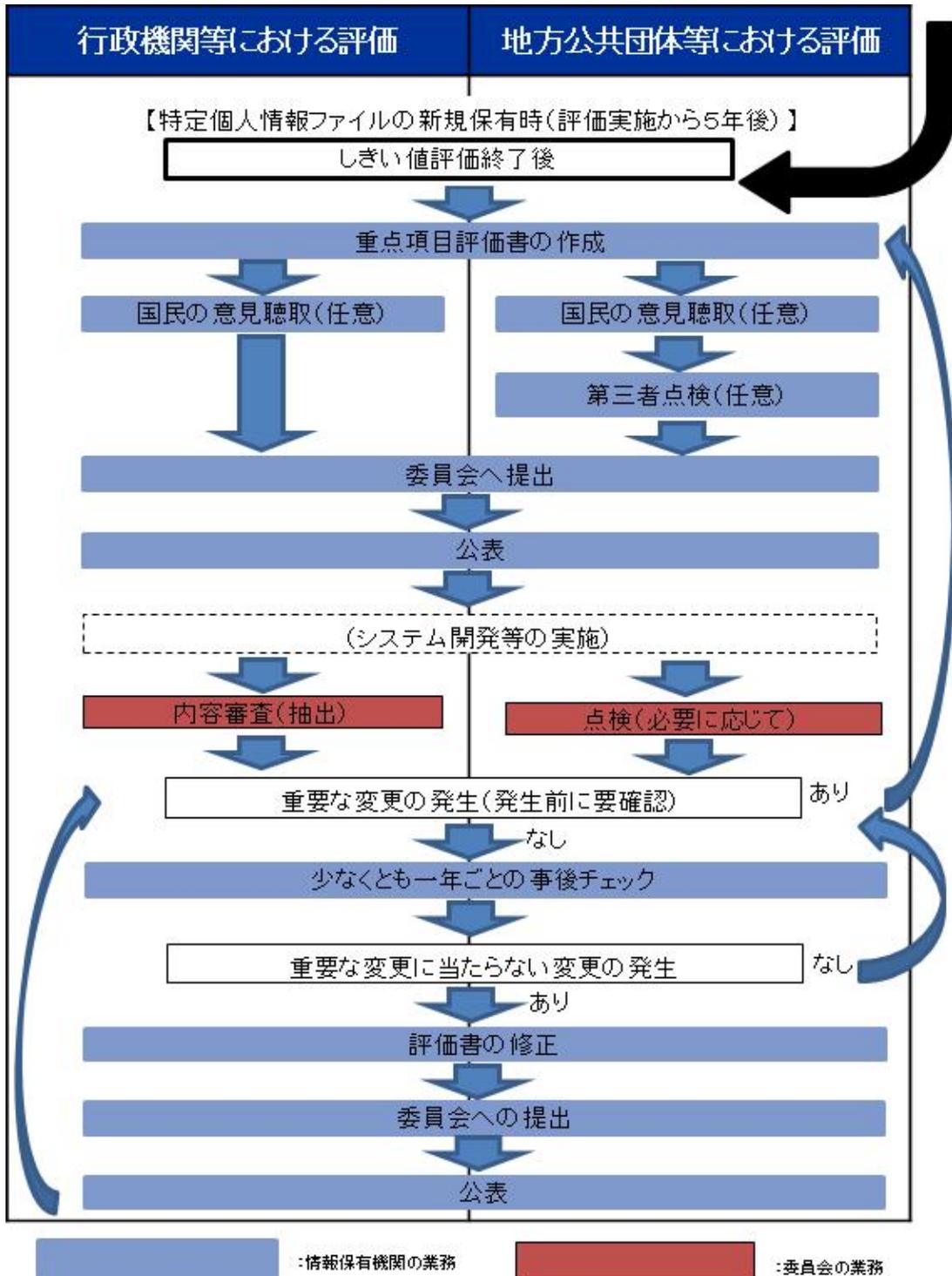


- なお、番号法第27条では、③全項目評価のみが規定されているが、①しきい値評価、②重点項目評価については、番号法第27条に基づく特定個人情報保護委員会規則にて定めるものとする。
- 重点項目評価や全項目評価は、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構及び情報提供ネットワークシステムを使用する事業者（以下、行政機関等という。）であるか、地方公共団体の長その他の機関及び地方独立行政法人（以下、地方公共団体等という。）であるかによって、評価の実施フローが異なる。
- しきい値評価、重点項目評価、全項目評価の実施フローについては、以下の通りである。それぞれの詳細は、後記（3）（4）（5）を参照されたい。

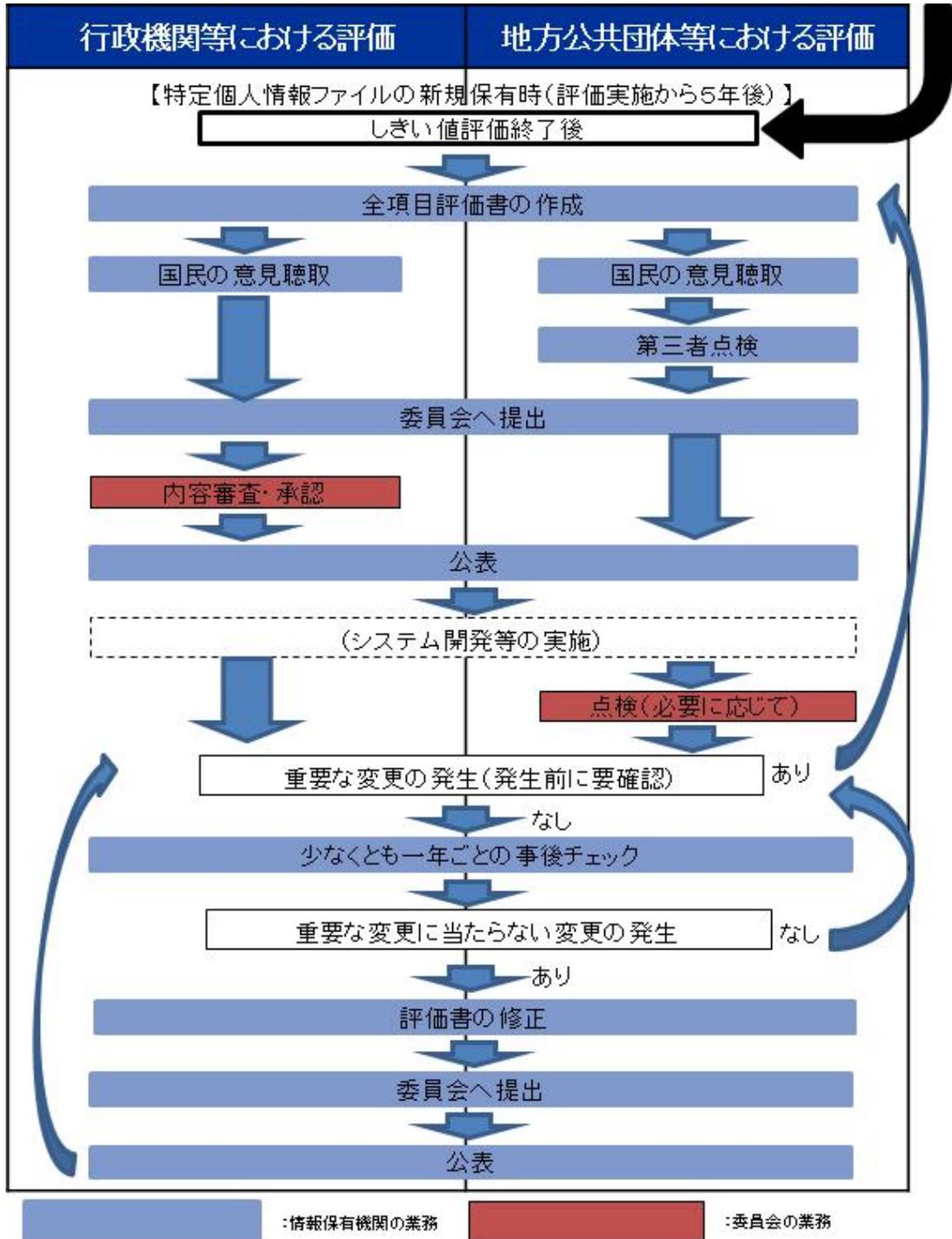
### しきい値評価実施フロー



### 重点項目評価実施フロー



### 全項目評価実施フロー



## (2) 第三者による情報保護評価書の点検

- 情報保護評価は各情報保有機関が自らの責任を果たすために実施するものであり、自己評価が原則であるが、情報保護評価の厳格な実施を担保するため、全項目評価及び一部の重点項目評価については、自己評価に加え、承認又は点検プロセスを設けることとしている。

### i) 行政機関等の場合

- 行政機関等が実施する全項目評価については、全件、委員会による承認を受けなければならない。
- 行政機関等が実施する重点項目評価については、委員会への提出・公表後に、委員会が対象を選択して審査する（抽出審査）。
- なお、情報保護評価の義務付け対象外の業務システムに関する情報保護評価書については、委員会は、特段承認は行わないものとする（重点項目評価で足りるものについて全項目評価を任意で実施する場合等も、同様である。）。

### ii) 地方公共団体等の場合

- 地方公共団体等の実施する情報保護評価については、地方公共団体等の特性を踏まえ、委員会の承認/抽出点検対象とせず、地方公共団体等において第三者点検を受けるものとする。
- 第三者点検は、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会などによる点検を受ける<sup>25</sup>ことが望ましい。しかし、それらの組織に個人情報保護の専門家がないなど、地方公共団体ごとに実状が異なるため、個人情報保護審議会・個人情報保護審査会による点検以外の方法も取ることができるものとする。

例えば、個人情報保護又は情報システムに知見を有する有識者（研究者・弁護士など）の意見を聴取したり、他の地方公共団体に対し事務委託したり、他の地方公共団体と共同設置した機関等に対し諮問すること等が考えられる。

---

<sup>25</sup> 個人情報保護審議会や個人情報保護審査会などによる点検を受ける場合については、同審議会や同審査会の所掌事務に関する条例の規定ぶりによっては、所掌事務を追加する条例改正が必要となる場合もありうる。

- 第三者点検の方法は地方公共団体等において判断するものとする。第三者点検は情報保護評価の厳格な実施を担保するために行うものであり、外部第三者かつ専門的知見を有する者に、情報保護評価書を点検してもらう必要がある。第三者点検の方法決定に当たっては、このような第三者点検の趣旨を踏まえ、地方公共団体が実状に応じて判断するものとする。

### **(※) 情報保護評価書と委員会**

- なお、委員会は、地方公共団体等の実施する情報保護評価を承認又は抽出点検しなくとも、地方公共団体等における情報保護評価に一切関与しないものではない。

委員会は、番号法の施行に必要な限度において、地方公共団体等に対し、情報保護評価に係る報告を求めたり（第52条第1項）、情報保護評価に関する助言・指導を行う（第50条）ことができ、また、地方公共団体等が番号法をはじめとする法令に違反する場合には、勧告及び命令を行うこともできる（第51条）ため、これらの権限に基づき、情報保護評価の再実施等を求めることができる。

- また、地方公共団体等は上記の方法による第三者点検を受けたしきい値評価書、重点項目評価書及び全項目評価書を委員会に対して提出しなければならない。これにより、委員会は、各情報保有機関のしきい値評価書、重点項目評価書及び全項目評価書を把握することができ、必要な場合には各種権限を行使することで法運用の統一性・法適合性を確保するための調整などを行うことができるようにする。

### **(3) しきい値評価**

#### **ア しきい値評価の概要**

- 特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムは、一定の例外（※前記第4の4を参照されたい）を除き全てが情報保護評価の対象となる。

義務付け対象者（行政機関の長、地方公共団体の長その他の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方公共団体情報システム機構及び情報提供ネットワークシステムを使用する事業者）は、情報保護評価として、まずしきい値評価を実施し、しきい値評価書を作成するものとする。

- しきい値評価は、情報保護評価の実施レベルを、特定個人情報ファイルの取扱いが有するプライバシー等に与える影響度により振り分けるために行うものである。

しきい値評価の結果により、①しきい値評価のみで足りるもの、②重点項目評価を実施するもの、③全項目評価を実施するものに分類されることとなる。

- しきい値評価書記載事項及び判断基準は、添付資料1「情報保護評価書（しきい値評価書）様式案」及び前記（1）におけるしきい値判断フローの通り、機械的に判断できる項目とし、情報保護評価の実施レベルの振り分けが判断者の恣意に流れないことを担保するものである。
- ただし、しきい値評価のみで足りるものについて重点項目評価又は全項目評価を実施すること、重点項目評価の実施で足りるものについて全項目評価を実施することも、各機関の任意の判断により可能とする。
- しきい値評価書記載事項については、添付資料1「情報保護評価書（しきい値評価書）様式案」を参照されたい。

#### イ しきい値評価の実施方法

- 各機関は、添付資料5「情報保護評価書（しきい値評価書）記載要領案」に従い、添付資料1「情報保護評価書（しきい値評価書）様式案」に記載し、しきい値評価書を作成するものとする。
- 各機関が作成したしきい値評価書の結果によって、当該業務・システムが、①しきい値評価のみで足りるのか、②重点項目評価を実施すべきものなのか、③全項目評価を実施すべきものなのか決定する。
- 委員会はしきい値評価書については特段承認等を行うものではないが、法運用の統一性・法適合性を確保するための調整を行う観点から、各機関（地方公共団体等を含む。）は、当該評価書を委員会に対し提出しなければならない。これにより、委員会は各機関のしきい値評価書を把握することができ、適時の状況調査等を行うことができるものである。
- 各機関は、しきい値評価書を委員会に対し提出した後、しきい値評価書

を速やかに公表するものとする（公表については、後記（6）を参照されたい）。

#### ウ しきい値評価の効果

- しきい値評価を実施することで、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、一定の例外（※前記第4の4を参照されたい）を除き、必ず当該特定個人情報ファイルの取扱いがプライバシー等に対して与える影響度が評価されることになる。

しきい値評価の結果、プライバシー等に影響を与えられられるものは、さらに詳細な検討・評価が行われ、これにより国民のプライバシー等の法的に保護される権利利益を踏まえた行政等の実施が促進されるものと考えられる。

- しきい値評価を実施することで、特定個人情報ファイルの取扱いの透明化が図られる。国民は、公表されたしきい値評価書を通じて、当該特定個人情報ファイルの取扱い実態や、プライバシー等に対して与える影響度を確認することができ、これにより得た情報をもとに、番号法等に基づく特定個人情報の開示請求や情報公開法に基づく行政文書の開示請求等を通じて、より詳細な情報を確認することができる。

### （4）重点項目評価

#### ア 重点項目評価の概要

- 重点項目評価は、情報保護評価の必要性が特に高いとまではいえないものについて、全項目評価よりも簡潔な手続かつ簡潔な評価項目にて評価を行うものである。
- ただし、重点項目評価で足りるものについて全項目評価を実施することも、各機関の任意の判断により可能とする。
- 重点項目評価書記載事項については、添付資料2「情報保護評価書（重点項目評価書）様式案」を参照されたい。

#### イ 重点項目評価の実施方法

##### i) 行政機関等の場合

- 行政機関等は、しきい値評価書をもとに、前記（1）に示された判断基

準に従い、当該特定個人情報ファイルが重点項目評価を実施すべきものと認められる場合には、添付資料6「情報保護評価書（重点項目評価書）記載要領案」に従い、添付資料2「情報保護評価書（重点項目評価書）様式案」に記載し、重点項目評価書を作成するものとする。

- 行政機関等の裁量により、作成した重点項目評価書を公示し広く国民の意見を求めた上で、それにより得られた意見をもとに重点項目評価書に必要な見直しを行うプロセスを設けることも考えられる。ただし、非公表とすべき項目については、この限りではない。すなわち、非公表部分を除いた部分を公示する（全部非公表の重点項目評価書については、国民の意見聴取を行わない）。非公表については、後記（6）を参照されたい。
- 行政機関等は重点項目評価書を委員会へ提出しなければならない。委員会は、重点項目評価書のうちいくつかを抽出して審査するものとする。
- 行政機関等は、重点項目評価書を委員会に対し提出した後、当該評価書を速やかに公表するものとする（公表については、後記（6）を参照されたい）。
- 重点項目評価書は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイルの事前通知事項及び個人情報ファイル簿の記載事項を包含するものである。そのため、重点項目評価書を公表した場合は、行政機関個人情報保護法上の個人情報ファイルの事前通知（番号法第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条）を情報保護評価と同時に進めるようにするものとする。  
なお、独立行政法人等については、独立行政法人等個人情報保護法において個人情報ファイルの事前通知規定は設けられていない。
- ただし、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイル簿の作成及び公表（行政機関個人情報保護法第11条及び独立行政法人等個人情報保護法第11条）については、重点項目評価書を公表した場合であっても、実施しなければならない（※考え方については、後記第7の2を参照されたい）。

## ii) 地方公共団体等の場合

- 地方公共団体等は、しきい値評価書をもとに、前記(1)に示された判断基準に従い、当該特定個人情報ファイルが重点項目評価を実施すべきものと認められる場合には、添付資料6「情報保護評価書(重点項目評価書)記載要領案」に従い、添付資料2「情報保護評価書(重点項目評価書)様式案」に記載し、重点項目評価書を作成するものとする。
  
- 地方公共団体等の裁量により、作成した重点項目評価書を公示し広く国民の意見を求めた上で、それにより得られた意見をもとに重点項目評価書に必要な見直しを行うプロセスを設けることも考えられる。ただし、非公表とすべき項目については、この限りではない。すなわち、非公表部分を除いた部分を公示する(全部非公表の重点項目評価書については、国民の意見聴取を行わない)。非公表については、後記(6)を参照されたい。
  
- 地方公共団体等は、重点項目評価書を委員会へ提出しなければならない。
  
- 地方公共団体等は、重点項目評価書を委員会に対し提出した後、当該評価書を速やかに公表するものとする(公表については、後記(6)を参照されたい)。
  
- 行政機関等においては、一定の重点項目評価書が委員会により抽出して点検されることとなり、このこととの均衡から、地方公共団体等は、作成した一定の重点項目評価書について、第三者点検を行うプロセスを設けることが望ましい。ただし、行政機関等においても、委員会は点検対象を選択するものとされており、一つの機関の提出した重点項目評価書について考えてみれば、必ずしも点検がなされるとは限らない。したがって、地方公共団体等においても、重点項目評価書への第三者点検は、各機関の判断で、実施するか否かを決定するものとする。

## ウ 重点項目評価の効果

- 重点項目評価を実施することで、特定個人情報ファイルの保有が、その事務を遂行する上で必要なのか、特定個人情報ファイルを取り扱うことでプライバシー等に対しどのような影響を与えるのかを検討することとなり、かかるプロセスを通して、各機関は、プライバシー等に対する影響を緩和・軽減するためにどのような措置を講じるのか決定していくこ

ととなる。

重点項目評価は、各機関が必要な事務を遂行するという責務と、番号法を含む個人情報保護法令を遵守するという責務及び個人のプライバシー等を保護するという責務をともに果たしていくための手法となるものである。

重点項目評価を行うことで、個別具体的な事務及び特定個人情報ファイルの取扱いにおいて、求められる個人情報保護法令遵守及びプライバシー等の権利利益の保護を検討し、具体的にどのような措置を講ずるべきか、体系的に評価することができ、これにより国民のプライバシー等法的に保護される権利利益を踏まえた行政等の実施が促進されるものと考えられる。

○ 公表された重点項目評価を通じて、国民は、各機関が、どのような事務においてどのような法令上の根拠により、具体的にどのように特定個人情報ファイルを取り扱っているか確認することができる。

○ 委員会は、行政機関等の重点項目評価書のうちいくつかを抽出して点検するものであるが、これにより適切な評価がなされるよう担保するものである。

また点検を行わない重点項目評価書についても、その後、特定個人情報の漏えい等の問題が生じた場合等に、委員会が重点項目評価書を確認することで、当該各機関における特定個人情報の取扱い・処理方法、システム概要、プライバシー等に対する考え方、評価書の記載事項と実態の乖離などを把握することができ、問題解決の糸口として有効な手段となるものと考えられる。

## **(5) 全項目評価**

### **ア 全項目評価の概要**

○ 全項目評価は、情報保護評価の必要性が特に高いものについて行う評価であり、詳細かつ慎重な分析・検討が求められる。

○ 全項目評価書記載事項については、添付資料3「情報保護評価書（全項目評価書）様式案」を参照されたい。

- 重点項目評価との差異としては、
  - ・全項目評価書は、重点項目評価書よりも、詳細かつ慎重な分析・検討・記述が求められる。
  - ・重点項目評価書は、作成及び公開のみが義務付けられているが、全項目評価書は、作成、国民の意見聴取、委員会による審査及び承認（地方公共団体等については、第三者点検）並びに公開が義務付けられるものである。

## イ 全項目評価の実施方法

### い) 行政機関等の場合

- 行政機関等は、しきい値評価書をもとに、前記（１）に示された判断基準に従い、当該特定個人情報ファイルが全項目評価を実施すべきものと認められる場合には、添付資料 7 「情報保護評価書（全項目評価書）記載要領案」に従い、添付資料 3 「情報保護評価書（全項目評価書）様式案」に記載し、全項目評価書を作成しなければならない。
- 行政機関等は、全項目評価書を作成した後、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求めなければならない、これにより得られた意見を考慮して全項目評価書に必要な見直しを行わなければならない。ただし、非公表とすべき項目については、この限りではない。すなわち、非公表部分を除いた部分を公示する（全部非公表の全項目評価書については、国民の意見聴取を行わない）。非公表については、後記（６）を参照されたい。
- 行政機関等は、全項目評価書について委員会による審査及び承認を受けなければならない。また行政機関等は、委員会の承認を受けた後、速やかに全項目評価書を公表しなければならない。非公表とすべきものについても、全て委員会に提出するものとする。非公表については、後記（６）を参照されたい。
- 委員会は、全項目評価書の記載に照らし、各機関が特定個人情報ファイルを適切に取り扱うための措置を講じていると認められるときでなければ、全項目評価書を承認してはならない。  
また委員会は、全項目評価書が提出されてから合理的期間内に承認を行うものとし、委員会の承認の遅滞により、システムのリリース時期を延期させるなど、実務に不必要な負担を与えることがないように十分配慮しなければならない。

- 全項目評価書は、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイルの事前通知事項及び個人情報ファイル簿の記載事項を包含するものであり、全項目評価書を公表した場合は、番号法第27条第5項の規定により、行政機関個人情報保護法上の個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（番号法第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護法第10条）を行ったものとみなすこととされている。

なお、独立行政法人等については、独立行政法人等個人情報保護法において個人情報ファイルの事前通知規定は設けられていない。

- ただし、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法上の個人情報ファイル簿の作成及び公表（行政機関個人情報保護法第11条及び独立行政法人等個人情報保護法第11条）については、全項目評価書を公表した場合であっても、実施しなければならない（※考え方については、後記第7の2を参照されたい）。

## ii) 地方公共団体等の場合

- 地方公共団体等は、しきい値評価書をもとに、前記(1)に示された判断基準に従い、当該特定個人情報ファイルが全項目評価を実施すべきものと認められる場合には、添付資料7「情報保護評価書（全項目評価書）記載要領案」に従い、添付資料3「情報保護評価書（全項目評価書）様式案」に記載し、全項目評価書を作成しなければならない。
- 地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求めなければならない、これにより得られた意見を考慮して全項目評価書に必要な見直しを行わなければならない。ただし、非公表とすべき項目については、この限りではない。すなわち、非公表部分を除いた部分を公示する（全部非公表の全項目評価書については、国民の意見聴取を行わない）。非公表については、後記（6）を参照されたい。
- 地方公共団体は、全項目評価書について第三者点検を行わなければならない。また地方公共団体は、第三者点検を行った後、速やかに全項目評価書を公開しなければならない（公表については、後記（6）を参照されたい）。行政機関の長等は委員会に非公表部分も含め全て提出している